

議案第 24 号

松阪市放課後児童クラブ施設条例の一部改正について

松阪市放課後児童クラブ施設条例（平成 18 年松阪市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成 29 年 2 月 15 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例

松阪市放課後児童クラブ施設条例（平成 18 年松阪市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

米ノ庄小学校区放課後児童クラブ施設	松阪市市場庄町 20 番地 米ノ庄小学校内
-------------------	-----------------------

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。